第二十八条第九十一項から第九十九項までの規定中「、ディーゼル特殊自動車八モード法」を「、平成二十二年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車八モード法」に、「同ディーゼル特殊自動車八モード法」を「、平成二十二年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車八モード法」に改める。

第二十八条第百項中「、ディーゼル特殊自動車八モード法」を「、平成二十二年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車八モード法」に改める。

第二十八条に次の十三項を加える。

137　軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び小型特殊自動車（型式認定自動車に限る。）であって、細目告示第四十一条第一項第十五号に掲げる自動車のうち、平成十七年十二月二日から平成二十五年三月三十一日までに製作された定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成二十三年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成二十三年九月三十日以前に道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第百九十七号）による改正後の細目告示第四十一条の基準（以下「平成二十三年基準」という。）に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）は、同号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあっては完成検査等の際、小型特殊自動車にあっては施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、平成二十二年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、平成二十二年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は施行規則第六十二条の三第五項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については三・六〇、粒子状物質については〇・一七を超えないものであればよい。

138　軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第四十一条第一項第十六号に掲げる自動車のうち、平成十七年十二月二日から平成二十五年三月三十一日までに製作された定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたものは、細目告示第四十一条第一項第十六号及び第百十九条第一項第八号の規定にかかわらず、新規検査等の際、平成二十二年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、平成二十二年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については四・五五、炭化水素については〇・五三、窒素酸化物については四・七九、粒子状物質については〇・二三を超えないものであればよい。

139　軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び小型特殊自動車（型式認定自動車に限る。）であって、細目告示第四十一条第一項第十五号に掲げる自動車のうち、平成十七年十二月二日から平成二十五年十月三十一日までに製作された定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成二十四年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成二十四年九月三十日以前に平成二十三年基準に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）は、同号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあっては施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、平成二十二年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、平成二十二年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は施行規則第六十二条の三第五項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については五・〇〇、炭化水素については〇・四〇、窒素酸化物については三・六〇、粒子状物質については〇・二〇を超えないものであればよい。

140　軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第四十一条第一項第十六号に掲げる自動車のうち、平成十七年十二月二日から平成二十五年十月三十一日までに製作された定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えたものは、細目告示第四十一条第一項第十六号及び第百十九条第一項第八号の規定にかかわらず、新規検査等の際、平成二十二年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、平成二十二年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については六・五〇、炭化水素については〇・五三、窒素酸化物については四・七九、粒子状物質については〇・二七を超えないものであればよい。

141　軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び小型特殊自動車（型式認定自動車に限る。）であって、細目告示第四十一条第一項第十五号に掲げる自動車のうち、平成十七年十二月二日から平成二十六年三月三十一日までに製作された定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成二十四年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成二十四年九月三十日以前に平成二十三年基準に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）は、同号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあっては完成検査等の際、小型特殊自動車にあっては施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、平成二十二年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、平成二十二年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は施行規則第六十二条の三第五項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については五・〇〇、炭化水素については〇・四〇、窒素酸化物については三・六〇、粒子状物質については〇・二〇を超えないものであればよい。

142　軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第四十一条第一項第十六号に掲げる自動車のうち、平成十七年十二月二日から平成二十六年三月三十一日までに製作された定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えたものは、細目告示第四十一条第一項第十六号及び第百十九条第一項第八号の規定にかかわらず、新規検査等の際、平成二十二年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、平成二十二年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は施行規則第六十二条の三第五項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については五・〇〇、炭化水素については〇・九三、窒素酸化物については五・三二、粒子状物質については〇・三三を超えないものであればよい。